

(様式第1号)

### パブリック・コメント手続を行う案件の概要

案件の名称	筑西広域市町村圏事務組合総合計画（案）
意見募集期間	令和7年12月15日（月）～令和8年1月5日（月）
案を立案した趣旨、目的	<p>当組合では今後約10年間の組合運営において、消防施設や環境センターをはじめとする組合施設の老朽化に対する対応や、限られた財源で効果的かつ効率的な運営が求められている。</p> <p>これらの課題を検討しながら持続可能な組合運営実現するために、今後の組合の在り方、共同処理事業の運用等について、指針となる総合計画を策定するもの。</p> <p>計画期間は基本構想、基本計画とともに令和8年度から令和17年度までの10年間である。</p>
案を立案した背景	<p>【施策等の立案の根拠、または立案の経緯】</p> <p>本組合は、平成2年に茨城県から「ふるさと市町村圏」に選定されたことを受け、「ふるさと市町村圏計画」として「筑西広域市町村圏計画（第3次～第5次）」を策定したが、平成21年3月31日をもって「ふるさと市町村圏推進要綱」が廃止となったことから、計画期間終了後の平成30年以降については、個別計画や構成市との協議により組合運営を行ってきたため、計画が存在していない。</p>
案を立案する際に整理した考え方及び論点	筑西広域市町村圏事務組合総合計画の案については、圏域住民に対してのアンケート及び圏域の人口推移等の調査を実施することで、圏域住民のニーズを把握するとともに、少子高齢化等を踏まえた施設の適正規模・適正配置による整備、集約化について整理・検討を実施した。
施策等の効果	「筑西広域市町村圏事務組合総合計画」を策定することにより、効果的かつ効率的で持続可能な組合運営が可能となる。
今後の予定	パブリック・コメント手続実施 → 意思決定 → 公表 (12月15日～1月5日) (1月) (2月)
【参考資料】	